

第5章 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

1 都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、商業施設、文化施設、市役所等の市民が利用する都市機能を有する施設を「誘導施設」として、その立地や集積を図ることで、様々な生活サービスを充実させる区域である。

生活を支えるサービスは様々あり、これらを充実させるにあたって、現状で立地していないエリアに新たに都市機能を誘導・集積することは現実的ではない。そのため、現状である程度都市機能が立地・集積しているエリアに都市機能誘導区域を設定する。

また都市機能として、市民や市外の方が利用する文化施設等の中核的な都市機能も想定するため、公共交通でのアクセスが容易なエリアにある必要がある。

さらに、都市機能の利用者の安全を担保するため、災害に対する安全を確保できるエリアに設定する。

なお、都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定するものであり、都市機能の周辺にある程度の人口集積を維持することで、生活サービスを効率的に提供することにもつながる。

以上のことから、都市機能誘導区域は都市拠点を中心に設定する。

■都市機能誘導区域

- 都市機能の立地・集積を図り、様々な生活サービスを充実させる区域
- 公共交通で容易にアクセスできる区域
- 居住誘導区域内に設定することで、生活サービスを効率的に提供できる区域
- 都市機能の利用者の安全・安心をある程度担保する区域

■都市拠点

- 既に一定程度の都市機能が立地・集積している
- 鉄道駅や路線バス等の公共交通が確保されている
- 居住誘導区域は都市拠点の周辺等に設定されている

■都市機能誘導区域の設定イメージ

都市拠点を中心に設定する

図 5-1 都市機能誘導区域の考え方

2 都市機能誘導区域の設定

2.1 都市機能誘導区域の設定の流れ

本市における都市機能誘導区域の考え方を踏まえ、都市機能誘導区域の設定の流れを以下に整理した。

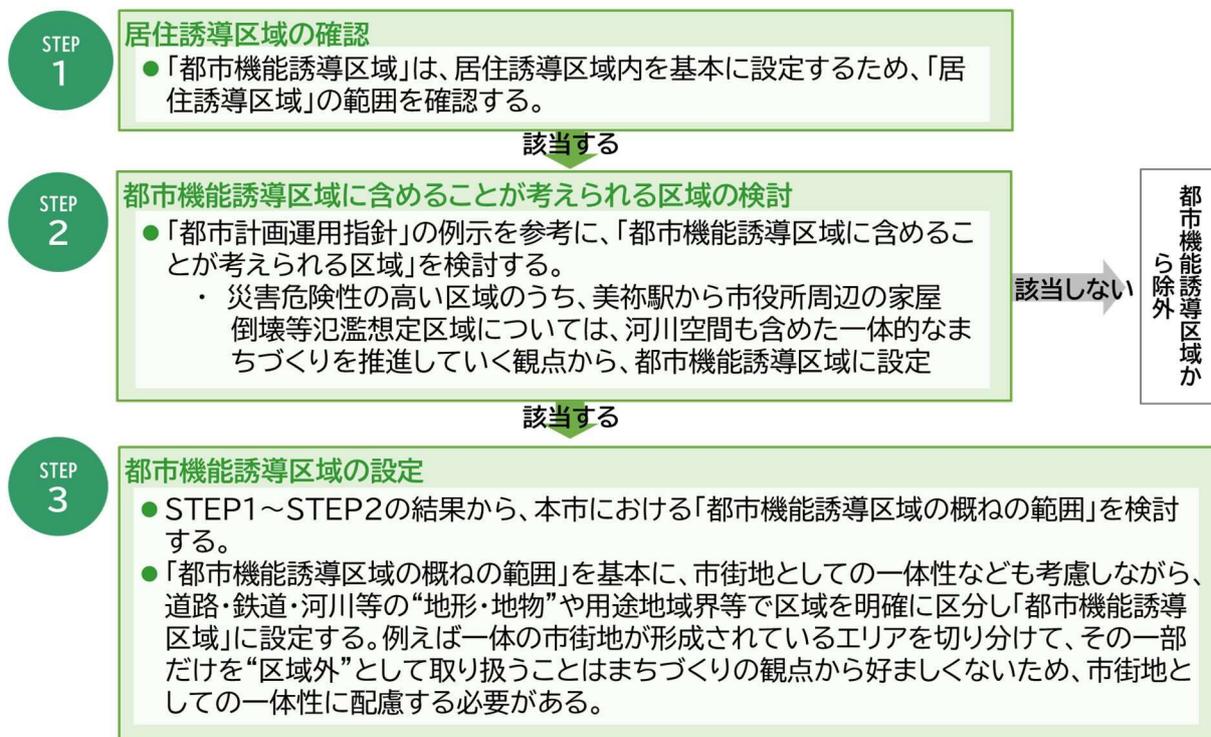


図 5-2 美祢市における都市機能誘導区域の設定の流れ

2.2 居住誘導区域の確認

STEP1として、「都市機能誘導区域」は原則として居住誘導区域内に設定するため、「居住誘導区域」の範囲を確認した。

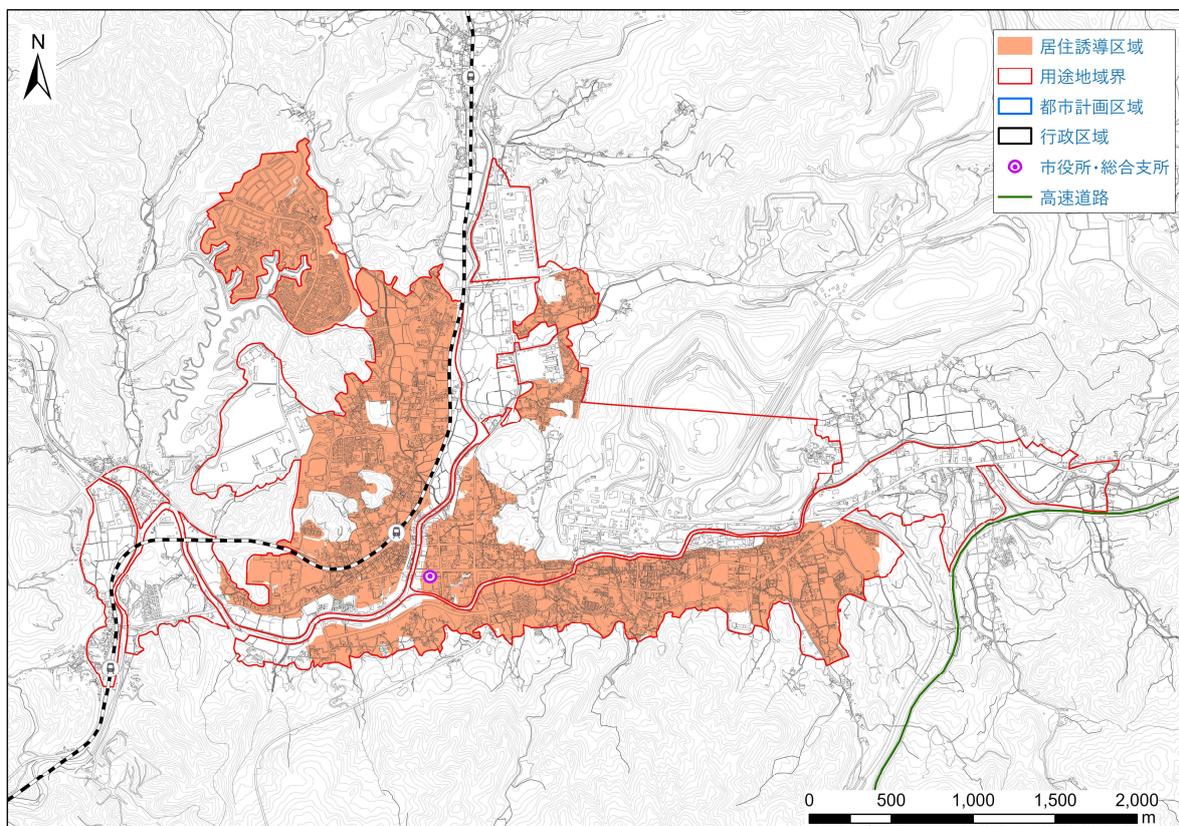


図 5-3 居住誘導区域

2.3 都市機能誘導区域に含めることが考えられる区域の検討

(1) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域の考え方

STEP2として、「都市計画運用指針」に例示されている「都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域」を参考に、本市における都市機能区域設定の考え方（都市機能誘導区域の設定要件）を以下の通り整理した。

地域住民が利用する都市機能と市民全体で利用する高次の都市機能が複数組み合わせることによって利便性が特に高い区域となる「①都市機能が充実している区域」と、市内外から行きやすい「②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域」の両方を満たす区域を「都市機能誘導区域に含めることが考えられる区域」に設定する。

また、これまで継続的にまちづくりを進めてきた経緯があることから、「③都市基盤が一定程度整備されている区域」も「都市機能誘導区域に含めることが考えられる区域」に設定する。

①都市機能が充実している区域(都市機能が集積している区域)

市役所(行政機能)の徒歩圏を基本とし、加えてその他の都市機能(教育施設、商業施設、医療施設、金融施設、通所系高齢者福祉施設、子育て支援施設、文化・交流施設)が徒歩圏内(半径800m、通所系高齢者福祉施設は半径500m)に5種以上含まれる区域

かつ

②周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

市内各所からのアクセスの利便性が高い区域として、運行頻度の高い(往復1日20本以上)、「バス停の徒歩圏(バス停半径300m)」

又は

③都市基盤が一定程度整備されている区域(これまでのまちづくりの蓄積を有効活用する区域)

本市の中心としてこれまで継続的にまちづくりを進めてきた経緯があることから、これまでの取組による蓄積を有効に活用することを目的として、「美祢市中心市街地地区(都市再生整備計画)」を設定

図 5-4 都市機能誘導区域に含めることが考えられる区域の考え方

(2) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域の抽出

1) 都市機能が充実している区域（都市機能が集積している区域）

市役所（行政機能）の徒歩圏を基本とし、加えてその他の都市機能（教育施設、商業施設、医療施設、金融施設、通所系高齢者福祉施設、子育て支援施設、文化・交流施設）が徒歩圏内（半径 800m、通所系高齢者福祉施設は半径 500m）に 5 種以上含まれる区域を抽出した。

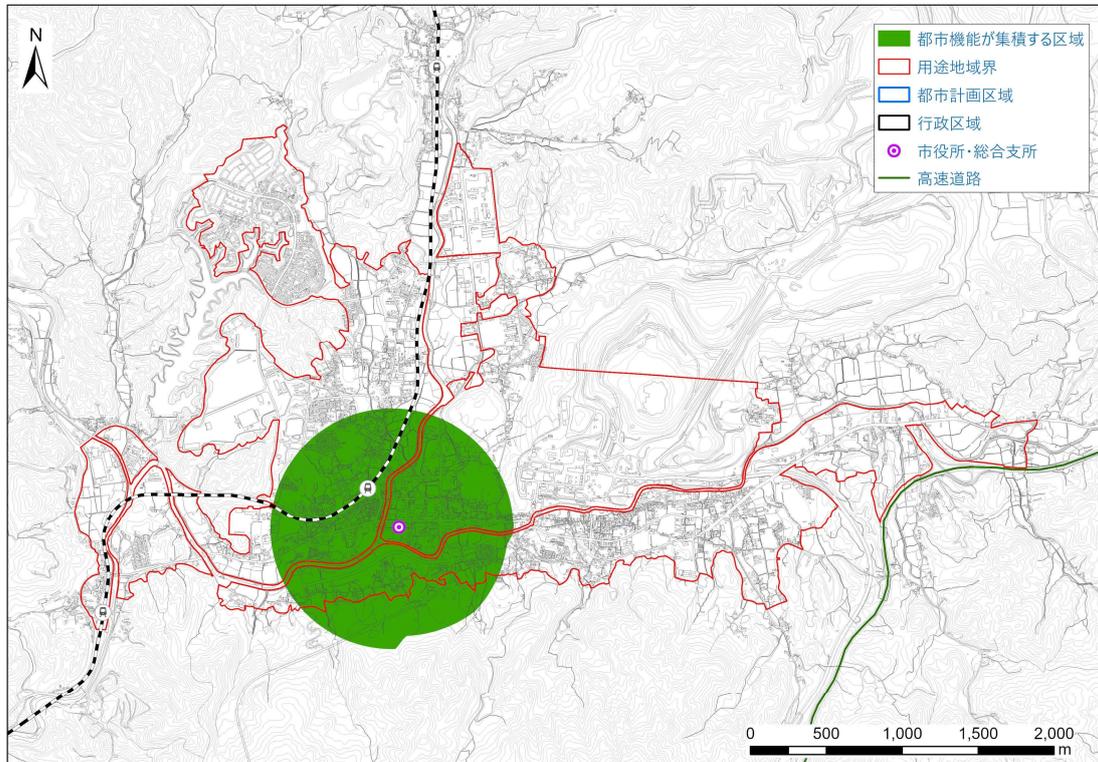


図 5-5 都市機能が充実している区域

2) 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

市内各所からのアクセスの利便性が特に高い区域として、「運行頻度の高い（往復1日20本以上の）バス停の徒歩圏（バス停半径300m）」を抽出した。

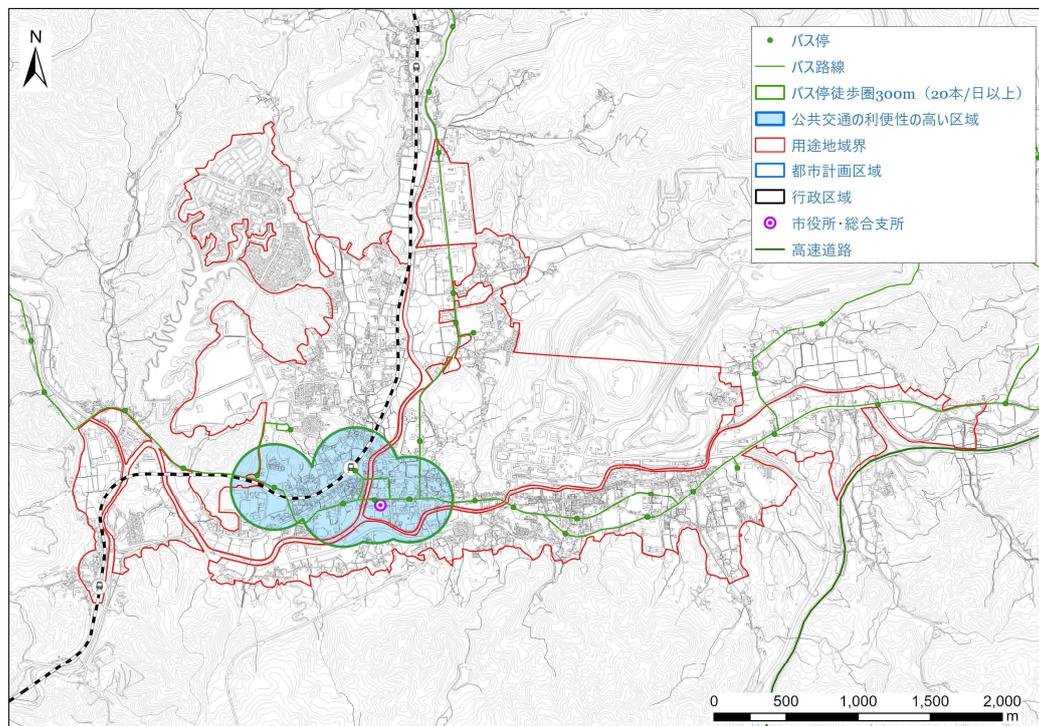


図 5-6 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

3) 都市基盤が一定程度整備されている区域

都市再生整備計画事業が実施済みである「美祢市中心市街地地区」を抽出した。

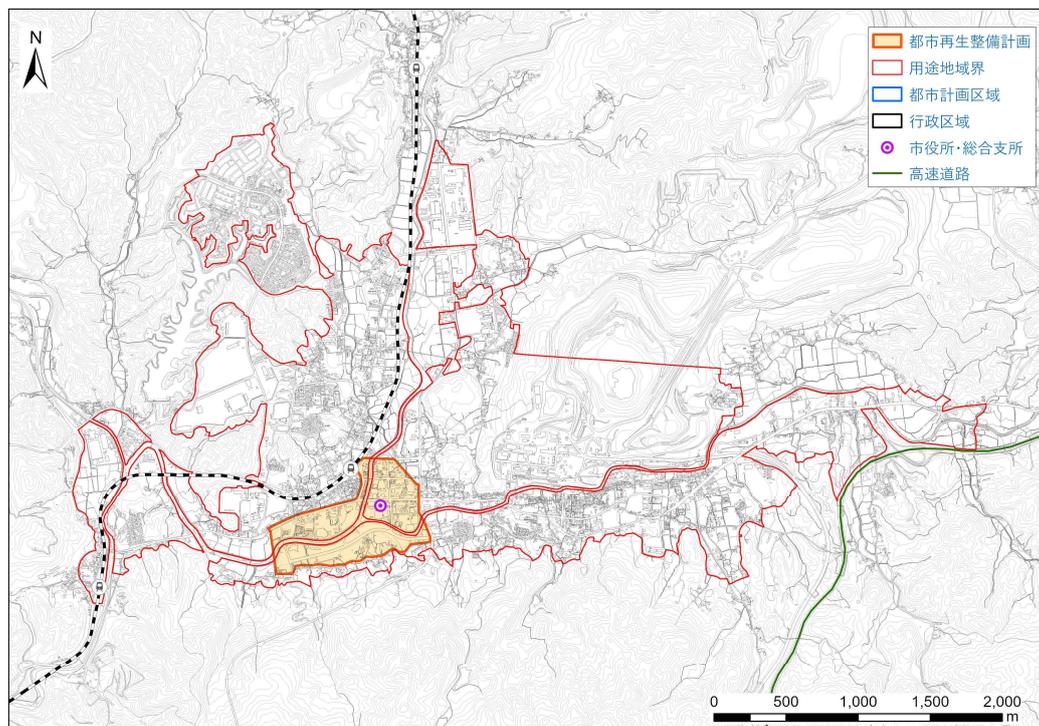


図 5-7 都市基盤が一定程度整備されている区域